鹿沼市おためし宿泊事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、移住希望者に対し、短期間の体験できる機会を提供することにより、 鹿沼市への移住・定住を促進するため、「鹿沼市おためし宿泊(以下「おためし宿泊」 という。)」として宿泊料を一部補助することに関し、必要な事項を定める。

(名称及び位置)

第2条 おためし宿泊の施設及び位置は、別表のとおりとする。

(対象者)

- 第3条 おためし宿泊を利用できる者は、本市に住民登録を行っていない者で、現に本市 へ移住を検討している就労意欲がある18歳以上の者及びその家族(同居予定者も含む) とする。
- 2 前項の規定に関わらず、鹿沼市暴力団排除条例第2条第5号又は第6号に規定する暴力団員又は暴力団員等(同居予定者がこれらに該当する場合も含む。)は、利用できない。

(申請)

- 第4条 おためし宿泊を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、原則として、利用開始する日の当日までに、電子メール、郵便、その他の手段を持って鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会会長(以下「会長」という。)に利用期日等、必要事項を申請しなければならない。
- 2 利用者は、申請書を提出する前に、あらかじめおためし宿泊の予約を行うものとする。
- 3 会長は、利用を開始する日の当日までに申請書の提出がない利用は、補助を行わない こととできる。

(利用決定)

- 第5条 会長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、支障がない と認めたときは、一泊当たり1,000円を利用者に補助する。
 - 2 会長は、前項の規定による利用決定をする場合において、おためし宿泊の管理上必要な条件を付すことができる。
 - 3 会長は、第1項の規定にかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助をしないことができる。
 - (1)おためし宿泊の設置目的に反するとき。
 - (2)公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (3)おためし宿泊の設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (4)その他おためし宿泊の管理上支障があるとき。

(利用期間等)

- 第6条 利用期間は、原則として1泊以上5泊以内とする。
 - 2 利用期間の初日及び末日は、12月29日から1月3日とすることができない。

(交付額等)

- 第7条 おためし宿泊の1日当たりの補助額は、一泊当たり1,000円とする。
 - 2 交付額以外の宿泊にかかる一切の経費は、利用者の負担とする。

(遵守事項)

- 第8条 利用者は、おためし宿泊を使用するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければ ならない。
 - (1)利用期間中に移住・就労に関する行為を必ず実施すること。
 - (2)宿泊施設の規則等を遵守すること。
 - (3)利用後にレポートを提出すること。
 - (4)その他おためし宿泊に関し、会長が必要と認めること。

(制限行為)

- 第9条 利用者は、おためし宿泊において、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1)全部又は一部の権利を譲渡すること。
 - (2)物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
 - (3)物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
 - (4)事業又は営業を行うこと。
 - (5) 興行を行うこと。
 - (6)展示会その他これに類する催しを開催すること。
 - (7)文書、図書その他の印刷物を貼付又は配布すること。
 - (8) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
 - (9)周辺住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
 - (10)動物等を飼育すること。
 - (11)おためし宿泊の建物内で喫煙すること。
 - (12)その他おためし宿泊の使用にふさわしくない行為をすること。

(利用決定の取消)

第10条 会長は、利用者が前2条の規定に違反する行為があったと認めたときは、第5 条第1項による交付を取り消すことができる。この場合において、会長は、おためし宿 泊利用取消を利用者に通知し、補助金の交付を行わないまたは補助金の返還を求める。 前項の措置によって利用者に損害が生ずることがあっても、会長はその責任を負わない。

(立入り)

第11条 会長は、おためし宿泊の防火、構造の保全その他管理上特に必要があるときは、

あらかじめ利用者の承諾を得て、おためし宿泊施設内に立ち入ることができる。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(事故免責)

第12条 おためし宿泊が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該おためし宿 泊内又はおためし宿泊の周辺で発生した事故に対して、会長は、その責任を負わない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成30年1月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

名称	位置	その他
Center	鹿沼市銀座1丁目1273	